

くらしの情報

Information for Residents

- ☑=対象、◎=内容、①=人数
- Ⓜ=費用、④=申し込み
- ✉=メール、㊟=ホームページ
- ☎=問合せ先、㊦=問合せ先+申込先



市への郵便物は、〒610-0393 ○〇課で届きます。時間は24時間表記です。

☎ 64-1320

お知らせ

学校安全ボランティア 辞退の手続き

学校安全ボランティアに登録している人で、活動を辞める場合は、3月31日(日)までに登録した学校へ連絡し、腕章を返却してください。連絡がない場合は、次年度への継続登録となりません。☎学校教育課(☎64-1392)

固定資産税の 縦覧・閲覧

市内の土地・家屋について、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を行います。土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧=◎固定資産税の納税者◎市内の土地・家屋の固定資産評価額など▼固定資産課税台帳の閲覧=◎納税義務者、借地・借家人など一定の権利を有する人◎所有している土地や家屋の評価額・課税標準額・税相当額など。縦覧・閲覧期間と場所=4月2日(月)～5月31日(日)8時30分～17時15分(12時～13時、土・日曜日、祝日を除く)、税務課◎無料。本人確認ができるものと印鑑を持参◎税務課(☎64-1316)

不動産無料相談会

4月6日(金)10時～16時(受け付けは15時30分まで)、京都商工会議所(京都市中京区烏丸通丸太町下ル)◎不動産鑑定士が土地や家屋の権利関係・有効利用などの相談に応じます◎無料◎市京都府不動産鑑定士協会(☎075-211-7662)

平成24年度 水質検査計画を公表

市は、平成24年度の水質検査計画を公表します◎水質検査計画の基本方針、水道事業の概要、原水・浄水の水質状況と水質管理上の留意点、水質検査を行う項目・採水地点・採水頻度と理由、臨時の水質検査事項、水質検査方法、水質検査計画・検査結果(原水・給水栓)の公表方法、採水地点地図。詳しくは、市㊟をご覧ください◎新浄水場(☎62-8282)

「広報京たなべ」を 音声でお届け

毎月1・15日発行(1・8月は1日号のみ)◎市内に在住する視覚に障がいのある人◎広報京たなべ(抜粋)の音訳カセットテープを郵送。発行日の数日後に配達◎無料◎市長公室

届いていますか きょうと府民だより

京都府が発行している「きょうと府民だより」は、毎月1日に新聞折り込み(京都・朝日・毎日・読売・産経・日本経済新聞)でお届けしています。新聞を購読していないなど、府民だよりが届かない場合は無料で郵送します。また、点字版・文字拡大版・テープ版・デジ版も発行しています。希望する人は、ご連絡ください。◎京都府広報課(☎075-414-4074、FAX 075-414-4075、㊟http://www.pref.kyoto.jp/koho/dayori/)

健康・福祉

介護者交流会

3月26日(月)13時30分～15時、社会福祉センター◎高齢者を自宅で介護している人◎介護者同士で交流◎無料◎社会福祉協議会(☎62-2222)

催し・募集

近畿地区国立大学法人など 技術職員を募集

◎昭和57年4月2日以降に生まれた人◎募集区分=電気・機械・建築など。勤務地=京都・大阪・神戸・大学など近畿地区の国立大学や高等専門学校。受付期間=4月1日(日)～10日(火)。第1次試験日=5月20日(日)。詳しくは、㊟をご覧ください◎近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験事務局(☎075-753-2227、㊟http://www.kyoto-u.ac.jp/siken/)

普通救命講習

4月7日(土)9時～12時、消防署北部分署◎AED(自動体外式除細動器)を使った心肺蘇生の講習。一レベル以上の技術を習得した人には修了証を発行します◎10人◎無料◎前日までに☎で申し込み◎消防署(☎63-1125)◎消防署北部分署(☎65-0119)

カラダと心のツボを 体感する会

4～6月の第2・4金曜日14時～15時30分、社会福祉センター◎体のゆがみを整える動き方・誰でもできるヨガなど◎30人◎300円◎健康つぼ愛好会(☎63-2055)

市営大住霊園 使用者を募集

しめきりは4月12日

市は、市営大住霊園の使用者を募集します。

【場所】京田辺市大住小林16・1ほか

【募集数】3区画(1区画11・44㎡(1・2m×1.2m)、巻き石を含む)

【費用(1区画)】
▼永代使用料 40万円▼管理料 11年3千円

【申込資格】次の要件をすべて満たす人
▼自宅に遺骨があり、埋火葬許可証(原本)を持っている▼平成23年5月15日以前から本市に住民登録か外国人登録をし、直系親族を代表して墳墓の祭祀(さいし)を主宰する▼墓地の使用許可日から3年以内に墓碑などを設置できる▼墓地使用料などを納入期までに一括納入できる▼平成25年度以降の墓地管理料を金融機関の自動引き落としで支払うことができる

【申込方法】環境課 北部住民センター・中部住民センター・三山木福祉会館にある申込書に必要書類を添えて、郵送してください

【しめきり】4月12日(木)(当日消印有効)

多数の場合は、5月15日(火)午後1時30分から公開抽選を行います。

【申込・問合せ先】環境課(〒6100393(住所不要)、☎64-13366)

自転車事故の備えに TSMマーク保険加入を

近年、自転車の整備不良や運転中の事故が増えています。いつ、あなたが被害者・加害者になるかわかりません。万一の備えとして、TSMマーク度があります。

同制度は、定期的な自転車の点検・整備を受けられることや、自転車事故の被害者の救済を目的とした制度です。TSMマークの付いた自転車安全整備店の看板があるお店で、点検・整備時に1千円

不良や運転中の事故が増えています。いつ、あなたが被害者・加害者になるかわかりません。万一の備えとして、TSMマーク度があります。

同制度は、定期的な自転車の点検・整備を受けられることや、自転車事故の被害者の救済を目的とした制度です。TSMマークの付いた自転車安全整備店の看板があるお店で、点検・整備時に1千円

【TSMマーク付帯保険とは】TSMマークの付いた自転車安全整備店に点検・整備を受けた場合、死亡・重度後遺障害に対する傷害保険金や賠償責任保険金が支払われます。ただし、支払いには一定の条件があります。有効期間は、点検日から1年間です。

詳しくは、TSMマーク制度加盟店へお問い合わせください。

【問合せ先】安心まちづくり室(☎64-13307)

現実小説より面白い Reality is stranger than fiction

⑦英国の4つの国

イギリスは、イングランド・スコットランド・ウェールズ、そして北アイルランドの4つの国が集まった連合王国で、正式名称は「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(略称U.K.)」です。

4つの国は、それぞれ独自の文化・象徴をもっています。また、イングランドを除く3つの国では、英語のほかに独自の言語が使われています。愛国心が強く、自分を紹介するとき、イギリス人ではなく、スコットランド人・ウェールズ人・アイルランド人と名乗る人が多いです。

「U.K.」は、日本語で「イギリス」または「英国」と表すことは知っていましたが、私は来日してから、日本の「イギリス」という表現は、イングランドだけをイメージして使われているように感じました。

だから、同じ意味で使われる言葉ですが、私は、「イギリス」より「英国」という表現が気に入っています。

【同文の英語版は、市ホームページに掲載しています】

交付を受けている手帳	該当要件
身体障害者手帳	ア 視覚障がい1～3級 イ 下肢または体幹機能障がい1～3級 ウ 上下肢機能障がい1～2級 エ 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのいずれかが1級 オ 平衡機能障がい3級
療育手帳	障がい程度「A」
精神保健福祉手帳	障がい程度1級

市は、一定程度以上の障がいのある人の暮らしに役立ててもらうため、平成24年度の福祉タクシー・ガソリン利用券を交付します(II写真)。上表に該当する人は、申請してください。平成23年度の利用券の有効期限は3月31日(土)までですので、ご注意ください。

【利用券の有効期間】4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

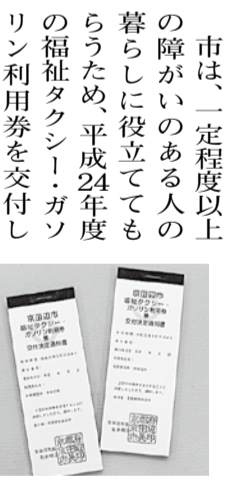
【申請・交付期間】4月2日(月)～平成25年3月29日(金)4月1日以降も対象となるが、現実的な人は、市から案内を郵送しました。該当する人は、3月26日(月)から申請できます。なお、3月31日(日)までに手帳の再判定の日を迎える人で、手続き中の人は、再判定後の交付となります。

【受付時間】午前8時30分～午後5時(正午・午後1時、市役所閉庁日を除く)

【申請に必要なもの】
▼福祉タクシー・ガソリン券交付申請書(上表に該当する等級の認定を受けた各種障害者手帳)◎認印

【申請・問合せ先】障害福祉課(☎64-1372)

福祉タクシー・ガソリン 平成24年度の利用券を交付 申請受付は4月2日から



特別障害者手当 障害児福祉手当 支給します 受給していない人は申請を

市は、特別障害者手当と障害児福祉手当を支給しています。現在手当を受給していない人で、該当すると思われる人はご相談ください。発達障害と診断され、日常生活(在宅)において常時特別の介護を必要とする場合も該当する場合があります。これらの手当の支給には、対象者と扶養義務者の所得制限があります。また、申請時に医師の診断書が必要となる場合があります。

【特別障害者手当】20歳以上で、重度の障がい2つ以上重複するなどにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に支給します。障がい者支援施設や介護老人ホームなどに入所した場合や、病院・診療所に継続して3カ月を超えて入院した場合などは支給されません。

【障害児福祉手当】20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給します。肢体不自由児施設などに入所した場合や、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。

【問合せ先】障害福祉課(☎64-1372)

市・教育委員会事務局 組織の一部を変更

市と教育委員会事務局は、4月1日から総務室(☎64-1337)▼教育委員会事務局の組織の一部を変更します。局の組織に関すること…教育総務室(☎64-1391)

●市の組織

変更前	変更後
水道部	上下水道部
保健福祉部健康衛生課	保健福祉部健康推進課(☎64-1335) 主な業務内容=健康づくり・成人保健・感染症対策・介護予防・献血・食品衛生・休日応急診療所 ※狂犬病予防の業務は経済環境部環境課、簡易専用水道の業務は上下水道部工務課が行います。
市長公室広報係	市長公室広報広聴係

●教育委員会事務局の組織

課・室名	係名	主な業務内容
教育総務室(☎64-1391)	総務係	教育委員、規則制定など、職員人事・給与
	企画係	教育部に関する施策の企画・調整
学校教育課(☎64-1392)	学務係	児童生徒の就学、市立幼稚園の入退園など
	指導係	教育課程・学習指導、教育相談
学校環境整備課(☎64-1393)	学校施設係	市立小中学校・幼稚園の施設整備
	保健給食係	学校安全・保健、学校給食
社会教育・スポーツ推進課(☎64-1394)	社会教育係	社会教育事業、文化・芸術振興、社会教育施設、留守家庭児童会
	文化財保護係	文化財保護、埋蔵文化財の発掘調査など
	スポーツ推進係	スポーツ・レクリエーションの推進

森林取得者に届出義務

4月1日取得分からは90日以内に市町村へ

森林法改正により、4月から森林の所有者届出制度が始まります。これにより、4月1日以降に森林を所有した人は、市町村長への事後届出が義務付けられます。

【届出対象者】売買・相続などで森林の土地を新たに取得した個人や法人

国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している人は対象外です。

【届出期間】土地の所有者となった日から90日以内

【届出方法】農政課にある「森林の土地」の所有者届出書に、届出者と前所有者の住所・氏名・所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所、面積、土地の用途などを書き、登記事項証明書(写し)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し・土地の位置を示す図面を添付してください。

取得した森林の面積に関わらず、届出をする必要があります。詳しくは、農政課か京都府山城広域振興局森づくり推進室(☎21-3087)へお問い合わせください。

【届出・問合せ先】農政課(☎64-1362)

市町村へ届出書を送るイメージ

市町村 ← 届出書 (90日以内に届出) ← 森林を取得